

議第40号

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例を次のように制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(京都市保健所条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「老人保健法第30条第1項」を「高齢者の
医療の確保に関する法律第71条第1項」に、「医療」を「療養の給付」に
改める。

- (1) 京都市保健所条例第3条第2項
- (2) 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例第7条第2項
- (3) 京都市急病診療所条例第6条第2項
- (4) 京都市児童福祉センター条例第7条第3項
- (5) 京都市健康増進センター条例第8条第2項
- (6) 京都市こころの健康増進センター条例第7条第2項

(京都市病院事業条例の一部改正)

第2条 京都市病院事業条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第88条第1項」の右に「及び高齢者の医療の確
保に関する法律第78条第1項」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中
「第7条第8項」を「第8条第4項」に改め、同号を同項第2号とし、同
項第4号中「第7条第10項」を「第8条第6項」に改め、同号を同項第3

号とし、同項第5号中「第7条第14項」を「第8条第10項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第7条第23項」を「第8条第26項」に改め、同号を同項第5号とする。

第4条第2項各号列記以外の部分中「老人保健法第30条第1項に規定する医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項に規定する療養の給付」に改め、「又は医療」を削り、同項第1号中「額」の右に「又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を加え、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第51条の2第2項第1号」を「第51条の3第2項第1号」に、「第61条の2第2項第1号」を「第61条の3第2項第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第51条の2第2項第1号」を「第51条の3第2項第1号」に改め、同号を同項第4号とする。

(京都市老人医療費支給条例の一部改正)

第3条 京都市老人医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療」を「後期高齢者医療給付」に改め、同項第2号ウ中「老人保健法施行令」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」に改める。

第3条第3項第1号中「老人保健法第28条第1項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項」に、「老人保健法施行令」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」に改める。

(京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第4条 京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療」を「後期高齢者医療給付」に改める。

(京都市母子家庭等医療費支給条例の一部改正)

第5条 京都市母子家庭等医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）」に、「医療」を「後期高齢者医療給付」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「社会保険各法」の右に「又は高齢者医療確保法」を加え、「給付若しくは」を「給付又は」に改め、「又は老人保健法の規定による医療若しくは保険外併用療養費若しくは医療費の支給」を削り、同項第1号中「又は医療」を削り、同条第2項第1号中「老人保健法第30条第1項」を「高齢者医療確保法第71条第1項」に、「医療」を「療養の給付」に改め、同項第3号中「老人保健法の」を「高齢者医療確保法の」に、「老人保健法第31条の3第2項第1号」を「高齢者医療確保法第76条第2項第1号」に改め、「算定した」の右に「費用の」を加え、「老人保健法に」を「高齢者医療確保法に」に、「老人保健法第31条の3第2項第2号」を「高齢者医療確保法第76条第2項第2号」に、「老人保健法第31条の3第2項第3号」を「高齢者医療確保法第76条第2項第3号」に改める。

(京都市特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第6条 京都市特別養護老人ホーム条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号及び第2号中「第51条の2第2項第1号」を「第51条の3第2項第1号」に改め、同項第3号中「第61条の2第2項第1号」を「第61条の3第2項第1号」に改める。

(京都市老人短期入所施設条例の一部改正)

第7条 京都市老人短期入所施設条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「第51条の2第2項第1号」を「第51条の3第2項第1号」に改め、同項第2号中「第61条の2第2項第1号」を「第61条の3第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提案理由

老人保健法等の一部改正に伴い、京都市保健所条例等の規定を整備する必要があるので提案する。